

第 2 期地方創生推進事業補助金について（案）

- 市では、上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会に参加する団体・企業の皆さまが取り組む「地方創生に資する事業」を支援するため、補助制度を実施しています。
- 多くの団体・企業の皆さまから当制度をご活用いただき、取組をレベルアップすることで、当市の地方創生を一層推進できるよう、事業の積極的な検討をお願いします。

補助制度の概要

■ 交付対象団体（補助金の交付を申請できる団体）

上越市まち・ひと・しごと創生推進協議会の会員及び参加団体

■ 補助対象の事業

第 2 期上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、第 2 期総合戦略）に定める具体的施策の実現に資する次に掲げるいずれかの事業

- (1) 第 2 期総合戦略「個別事業リスト」に掲載した申請団体の取組のうち、既存の取組を拡充・レベルアップする事業又は未実施の事業
- (2) 新たに取り組む事業

<一般型>

■ 補助金の額等

補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額

ただし、1 事業当りの交付対象事業費 100 万円（千円未満の端数切捨）

<提案モデル型>

第 2 期総合戦略に掲げた重点事項に基づき、特に民間が主導する取組を提案方式により強力に支援するもの。

■ 提案を募集する事業

第 2 期総合戦略に掲げた重点事項のうち、以下のテーマに合致する取組

【募集するテーマ】

- ㊦若者が多く集まり交流の機会を創出する取組
- ㊧関係機関・団体が連携・協力したワーク・ライフ・バランスに対する理解等を促進する取組
- ㊨結婚・出産後も女性が安心して働ける環境づくりを推進する取組　ほか 7 つ程度

■ 補助金の額等

補助対象経費に 4 分の 3 を乗じて得た額

ただし、1 事業当りの交付対象事業費 500 千円（千円未満の端数切捨）

■ 審査について

- ・ 的確性や実効性、実現性などの評価項目を設け、評点審査を行います。
- ・ 得点が高い提案から最大 3 事業程度を交付決定します。

※制度の実施については、令和 2 年度予算の成立をもって行います。